

調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業

■実施方針に関する意見への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	意見内容	回答
1	1	第1	1	(2)	-	-	-	既存施設のアスベスト撤去費用は事業費に大きく関わるため、行政側で実施し結果の公表をお願いいたします。	「実施方針に関する質問への回答」No.2の回答を参照ください。
2	1	第1	1	(2)	-	-	擁壁改修等	擁壁改修等を実施するためには、①擁壁の調査②改修検討③改修予算④近隣対応ほかが必要不可欠です。本事業を出件するに当たって、準備した資料等の開示が出来ないのであれば、本事業から切り離し、別途市が直接発注において設計及び工事の実施に変更をお願いいたします。	「実施方針に関する質問への回答」No.3の回答を参照ください。
3	4	第1	1	(7)	③	-	※1	維持管理業務期間中、市が別途委託する学校給食調理事業者との責任範囲がリスク分担表に記載がありません。責任範囲を明確に提示してください。	学校給食調理業務委託事業者の業務範囲は以下のとおりです。 【平常期間】 食材検収、給食の調理、配食及び運搬・回収のほか、発生した厨芥等の処理及び日常的な機器の点検、清掃。 【長期休業期間】 給食調理業務関連施設設備の清掃、消毒、点検、整理・整頓。また、本事業等で実施する保守点検・清掃の立会い。 なお、学校給食調理業務委託事業者の故意又は自己の責により、食材または厨房機器・調理器具等に損害を与えた場合は、その賠償の義務は給食調理受託者とします。
4	6	第2	2	(1)	-	-	募集及び選定スケジュール	「入札説明書等に関する質問受付締切」を「令和6年2月上旬」、「入札説明書等に関する個別対話、質問への回答の公表」を「令和6年3月上旬」とした場合、金融機関より融資確約書等の資金調達に関する書類を提出を受けるにあたり、十分な協議期間が取れない可能性があります。そのため、「入札説明書等に関する質問受付締切」を「令和6年1月中旬」、「入札説明書等に関する個別対話、質問への回答の公表」を「令和6年2月上旬」とするなど、スケジュールを早めることをご検討いただけないでしょうか。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.6の回答を参照ください。

5	6	第2	2	(1)	-	-	募集及び選定スケジュール	令和6年3月上旬に入札説明書等に関する個別対話、質問への回答を公表とございますが、回答の内容に依り提案内容の再協議に時間を要する可能性がございますので、可能な限り早期の回答公表をお願いします。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.6の回答を参照ください。
6	7	第2	2	(2)	①	ア	閲覧資料	閲覧資料2～4について、閲覧のみでは資料数が多く公平な見積りが難しいと考えられるため、改めて資料の提供をお願いいたします。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.57の回答を参照ください。
7	9	第2	2	(2)	②	-	-	提案内容のポイントを説明したいので、プレゼンテーションの実施をお願いいたします。	「実施方針に関する質問への回答」No.18の回答を参照ください。
8	13	第2	3	(2)	⑬	-	-	「第2の5に記載の事業者選定審査会の委員と資本面又は人事面において関連のないこと」と記載がありますが、委員の方々は後日公表となっています。参加資格に係ることなので、早急に公表をお願いいたします。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.17の回答を参照ください。
9	13	第2	3	(4)	-	ウ	建設業務を行う者の資格	「平成25年4月1日以降に、官公庁が発注した延床面積3,000㎡以上の小学校又は中学校の建築一式工事（改修工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。」とした場合、参加資格を有する事業者が限られるものと思われます。数多くの民間事業者の参加を促がす観点からも、「（改修工事を除く。）」の文言削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	13	第2	3	(5)	-	ウ	工事監理業務を行う者の資格	「平成25年4月1日以降に、延床面積3,000㎡以上の小学校又は中学校の建築一式工事（改修工事を除く。）に係る工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。」とした場合、参加資格を有する事業者が限られるものと思われます。数多くの民間事業者の参加を促がす観点からも、「（改修工事を除く。）」の文言削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
11	15	第2	5	(1)	-	-	予定価格	現在金利が上昇傾向のため、提案時に使用する割賦対価の基準金利にて予定価格を設定いただくか、予定価格の算出に用いた基準金利を提案時に使用する基準金利としていただくよう、お願い致します。	金利上昇も考慮した事業費を算出しています。提案時に使用する基準金利は入札公告時に示します。

12	15	第2	5	(2)	-	-	-	提案方針を確定させるために、事前に落札者決定基準の公表をお願い致します。	入札公告時に示します。
13	24	第6	2	(3)	-	-	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	維持管理期間に事業者帰責のため課される違約金について、違約金が多額になる場合、事業者の過度なリスク負担となり、また、プロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合の金利の費用の増加つな갑니다ので、維持管理業務に係るサービス対価の年額の10%程度としていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
14	-	様式2	-	-	-	-	様式2	現地見学会の参加人数は、複数名の担当者がいるため、入札公告後の現地説明会は人数制限を設けないで頂きたい。	「実施方針に関する質問への回答」No.59の回答を参照ください。